

平成22年7月12日

保護者の皆様へ

尾道市立高西中学校
校長 池田 哲哉

警報が発令された場合の安全対策について (一部変更のお知らせ)

台風など、自然災害が予想される場合の対応について、尾道市教育委員会の対応指針に基づき、生徒の安全確保の観点から、次のように基準を定めています。

なお、警報が発令された場合、「緊急連絡網によりその旨を連絡する」ということに今後変更いたします。ご協力をお願いいたします。

1 警報発令の場合の対応

- (1) 午前6時の時点で、尾道市・県南部・広島県全域において、大雨・暴風・洪水・大雪のいずれかの**警報が発令されている場合は、自宅待機**とします。
※気象情報(警報)の確認は、NTT天気予報(117)、TVやラジオの天気予報・ニュース、インターネット上の気象情報等でしてください。
- (2) 午前6時以降登校前に(1)と同様の「**警報**」が発令された場合、**自宅待機**とします。既に、登校した生徒については、学校で待機させ、各家庭へ連絡をします。
- (3) 午前11時の時点で解除されていない場合は、**臨時休業(休校)**とします。
※ 以上の場合、緊急連絡網でその旨連絡します。

2 警報解除への対応

- (1) 午前11時以前に**警報が解除された場合**、学校から各学級ごとに緊急連絡網で登校開始を連絡します。その時点から安全を確認して**登校**してください。
- (2) (1)と同様の対応とします。
※警報が解除されても、気象・交通機関などの状況により、登校が困難な場合は、その旨を電話等で学校に速やかに連絡し、無理をしないでください。

3 家庭での過ごし方

- (1) 臨時休業中は、外出をしないでください。
- (2) 気象情報を把握し、安全対策を行ってください。
- (3) 万が一、事故(家屋の浸水、崩壊、ケガ等)に遭遇したときは、学校に連絡をしてください。

高西中学校 TEL 0848-46-0205

4 その他

- ・長期休業中の授業日・部活についても、上記と同じ対応とします。ただし、警報解除後の部活動の有無については、部活顧問の指示に従ってください。(雨などがおさまっても、活動できない部もあるため)